

令和6年12月 第34回小川町農業委員会総会議事録

|                         |      |                          |       |        |       |       |
|-------------------------|------|--------------------------|-------|--------|-------|-------|
| 開催年月日                   |      | 令和6年 12月 25日 (水)         |       |        |       |       |
| 開催場所                    |      | 小川町役場3階 大会議室             |       |        |       |       |
| 開催時刻宣告者                 |      | 午前・午後 1 時 30 分 小川町農業委員会長 |       |        |       |       |
| 閉会時刻宣告者                 |      | 午前・午後 2 時 10 分 小川町農業委員会長 |       |        |       |       |
| 議長                      |      | 山田 富子 (会長)               |       |        |       |       |
| 農業委員                    | 席次番号 | 氏名                       | 摘要    | 席次番号   | 氏名    | 摘要    |
|                         | 1    | 中野 勝                     | 出席 欠席 | 8      | 田下三枝子 | 出席 欠席 |
|                         | 2    | 島田 一                     | 出席 欠席 | 9      | 遠藤 勉  | 出席 欠席 |
|                         | 3    | 関口 豊                     | 出席 欠席 | 10     | 永田 宏  | 出席 欠席 |
|                         | 4    | 田中 正之                    | 出席 欠席 | 11     | 神田 治雄 | 出席 欠席 |
|                         | 5    | 笠原 敏夫                    | 出席 欠席 | 12     | 福島 由博 | 出席 欠席 |
|                         | 6    | 横田智恵美                    | 出席 欠席 | 13 副会長 | 柴崎 勝  | 出席 欠席 |
|                         | 7    | 河村 恵                     | 出席 欠席 | 14 会長  | 山田 富子 | 出席 欠席 |
|                         | 出席委員 | 13名                      |       | 欠席委員   | 0名    |       |
| 法第29条により出席した農地利用最適化推進委員 | 担当地区 | 氏名                       | 摘要    | 担当地区   | 氏名    | 摘要    |
|                         | 小川   | 久保 憲                     | 欠席    | 竹沢     | 新井 邦男 |       |
|                         |      | 田口 英夫                    |       |        | 吉田 正巳 |       |
|                         |      | 石川 忠一                    |       | 八和田    | 永島 和夫 |       |
|                         | 大河   | 荒井 茂                     |       |        | 坂田 辰夫 |       |
|                         |      | 新井 實一                    |       |        |       |       |
|                         | 出席委員 | 8名                       |       |        |       |       |
|                         |      |                          |       |        |       |       |
| 議事參與者                   |      | 氏名                       | 摘要    | 総会書記   | 氏名    | 摘要    |
|                         |      |                          |       |        | 奥田 賢一 | 事務局長  |
|                         |      |                          |       |        | 森澤 千紘 | 次長    |
|                         |      |                          |       |        | 櫻井 翔太 | 主事    |
|                         |      |                          |       |        |       |       |

## 議案日程

議事録署名委員の指名

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

議案第3号 ~~経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の意見聴取について~~

議案第4号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

## 第34回定期総会議事録

議長

定刻になりましたので、ただいまより令和6年12月第34回総会を開会いたします。  
開会時間は午後1時30分です。

なお、本日の会議において、農業委員会等に関する法律第29条により、農地利用最適化推進委員の出席を求めていました。本日は議席番号13番「柴崎勝」委員と「久保憲」推進委員より欠席の連絡を受けております。出席農業委員は14名中13名で、定員数に達しておりますので総会は成立しております。出席を求めた農地利用最適化推進委員の出席人数は8名です。

お願い事項として、質疑等は挙手の後、許可を得て起立して、議席番号、氏名を名乗ってから行うようお願いいたします。次に、携帯電話はマナーモードに設定し、緊急以外は通話しないことをお願いいたします。

まずはじめに、日程1、議事録署名委員の指名ですが、席順により、議席番号1番「中野勝」委員、2番「島田一」委員にお願いいたします。

それでは、日程にしたがい議事に入ります。

日程2、「議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は1件の申請がありました。

申請番号1番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局です。議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、「申請人より農地法第5条第1項の規定による許可申請があつたので、その適否を諮る」とのことです。

「農地法第5条の規定による許可申請」とは、農地の売買または貸し借りなど、権利移動を伴う農地転用のことで、市街化調整区域内において、農地を農地以外に変更したい場合には埼玉県知事の許可が必要になります。

今回は、市街化調整区域内の農地を使用貸借して宅地拡張を行う転用となりますので、「農地法第5条の規定による許可申請」の議案となります。当農業委員会に於いては、その適否を諮り、結果を意見書として県知事に送付いたしますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、申請番号1番につきまして説明させていただきます。

(申請番号1番について説明)

本申請について、工事資金の見積書を添付していただいております。工事資金は全額融資で賄われており、それを証する書類が添付されております。

なお、本件の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の区域にある農地「第1種農地」に当たると判断されます。

最後に、調査区は大河地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。

よろしくお願いします。

議長

それでは調査担当区の大河地区委員より、現地調査報告をお願いします。

6番横田委員

6番横田が報告いたします。12月21日9時にパトリアに集合し、農業委員3名、推進委員2名、計5名で現地調査を行いました。申請地は家の前なのですが、隣が耕作地となっており玉ねぎ、ネギが植えられ、耕してありました。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。はじめに農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号1番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、申請番号1番については可決、承認されました。ありがとうございました。

なお、議案第1号は許可権者が埼玉県になりますので、本件は原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

つづきまして日程3、議案第2号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を上程いたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局です。議案第2号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、「申請人より引き続き農業経営を行っている旨の証明について証明願が提出されたため、証明することの適否を諮る」とのことです。

農地の納税猶予の特例は、農地を相続、または贈与された後継者に対して、農地に係る相続税または贈与税の納税を猶予する制度です、この特例の適用は、後継者が農業を続ける(※管理する)ことが条件となります。平成21年度の改正により農業を続ける期間が変更され、調整区域の場合、20年営農で免除されたいたものが現在は終身営農が条件となっております。

申請者は改正後に相続されているため、その後3年ごとに、「引き続き農業経営を行っている旨の証明」を税務署に提出することで、相続税猶予の期限を更新していく仕組みです。この提出を怠るとその時点で相続税の支払いが発生します。今回は市街化区域農地のため20年耕作が条件となっていますので、この仕組みが20年間続くことになります。

また、平成21年度の改正により、基盤強化法(利用権)による貸付を行っての農地の管理は営農要件として認められることとなっております。

改正後の相続によりこの証明を必要とされる人は、現在3名です。今回は、そのうち1名の方の証明になります。

以上を踏まえまして、議案書を読み上げます。

(議案第2号について説明)

最後に、調査区は竹沢地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

議長

それでは、調査担当区の竹沢地区委員より現地調査報告をお願いします。

推進委員吉田  
委員

推進委員の吉田が報告いたします。12月21日9時に農業委員2名、推進委員2名、計4名で竹沢公民館に集合し現地調査を行いました。対象の農地はほとんど隣接しており、同じような形で耕作管理されておりました。いずれも耕作、または管理され、利用状況区分としては1番になるかと思われます。以上です。

|        |  |
|--------|--|
| 議長     | <p>ありがとうございました。<br/>それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。<br/>質問、意見のある方は挙手をお願いします。</p>  |
|        | (質疑なし)   |
| 議長     | <p>それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。</p>   |
|        | (質疑なし)   |
| 議長     | <p>他に質疑がないようですので、採決に入ります。<br/>調査担当より…<br/>申請農地について、すべて1番の「自ら所有し、自ら農地等として使用している」と、報告がありました。調査担当の報告のとおり回答することに賛成の方の挙手を求めます。</p>  |
|        | (全員挙手)   |
| 議長     | <p>全員賛成ですので可決承認されました。ありがとうございました。<br/>つづきまして日程4、議案第3号につきましては、欠番ということでお願いいたします。<br/>つづきまして日程5、議案第4号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。</p>   |
| 事務局    | <p>事務局です。議案第4号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について諮る」とのことです。<br/>それでは、議案書を読み上げます。<br/>(議案書を朗読)<br/>こちらの案件について補足説明いたします。<br/>令和元年度より全国農業会議から毎年12月、または1月の農業委員会総会において、注意喚起の取組を実施するよう要請されています。<br/>農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんには、特別職の非常勤職員でありますので、法令に則り適正に農地制度を運用することはもちろんのこと、飲酒運転は絶対にしない、させない、など、日ごろから高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するために申し合わせ、決議するものであります。<br/>具体的な内容については、お配りしている「農業委員会研修テキスト①農業委員会制度」の29ページに記載されていますので各自目を通し、日頃より心に留めておくようお願いいたします。以上です。</p> |
| 議長     | <p>それでは、本案について質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。</p>  |
| 2番島田委員 | はい。  |
| 議長     | はい。島田委員。   |
| 2番島田委員 | 2番島田です。議事参与の制限とはなんですか。   |
| 事務局    | 議事参与の制限とは、「利害関係のある審議には積極的にかかわらない、参加しない」ということです。  |

|        |  |
|--------|--|
| 2番島田委員 | ありがとうございました。   |
| 議長     | ほかにありますか。  |
|        | (質疑なし)   |
| 議長     | それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。  |
|        | (質疑なし)   |
| 議長     | 他に質疑がないようですので、採決に入ります。議案第4号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について、本案を決定することに賛成の方の挙手を求めます。                      |
|        | (全員挙手)   |
| 議長     | 全員賛成ですので、本案については原案の通り決定いたしました。ありがとうございました。農業委員、推進委員の皆さんにおかれましては、引き続き法令を遵守し、公平・公正な職務の遂行をお願いいたします。 |
|        | つづきまして日程6、報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」を上程いたします。今月は3件の届出がありました。事務局より報告をお願いします。                 |
| 事務局    | はい。事務局より報告いたします。報告第1号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について「申請人より農地法第5条第1項第6号の規定による届出があったので、報告する」とのことです。       |
|        | 申請番号1番から順に報告いたします。   |
|        | (申請番号1番から順に読み上げる)  |
|        | 以上、報告いたします。  |
| 議長     | ありがとうございました。   |
|        | 次に、「その他」について、その他として議題として取り上げることはないでしょうか。   |
|        | (挙手なし)   |
| 議長     | ないようですので、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これをもちまして令和6年12月第34回小川町農業委員会総会を閉会いたします。閉会時間は午後2時10分です。              |